

<新>きこえサポート事業（高齢者補聴器装用推進事業）について

難聴罹患率が高い 65 歳以上の高齢者を対象として、聴力の低下に起因する社会的孤立の抑制や認知症等の発症リスクの低減を目的とし、補聴器の購入経費の一部を補助することにより、今後増加する加齢性難聴高齢者における補聴器の適正な装用の推進をもって、本町における効果的な認知症等未病対策の推進を図る。令和 8 年度から県単補助が開始することに併せ、本事業を計上する。

【補助スキーム】

県補助 1/4(上限 3 万円)、町補助 1/4(上限 3 万円)、自己負担 1/2

例) 補聴器 (両耳) 12 万円を想定し、県補助 3 万円、町補助 3 万円、自己負担 6 万円。

【補助要件】

対象：65 歳以上の町民（所得制限なし）でつぎの要件 3 点を満たし、必要書類を提出できる者

- ① 補聴器相談医^a（日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定）による診断 + 補聴器適合検査受診^b

医師の意見書等（適合証明書等）

- ② 認定補聴器販売店^c（公益財団法人テクノエイド協会認定）で補聴器を購入 購入レシート

- ③ 購入後、補聴器適合施設^dで聴覚リハビリテーション（週 1 回× 3 か月間の装用訓練）を終了していること。

診療情報提供書（適合検査施設⇒認定補聴器販売店）の写し

【予算額】

歳入：一般会計 民生費県補助金 高齢福祉支援補助金（県単）

<新>高齢難聴者補聴器装用推進事業費補助（県単） 上限 3 万円×5 人分 150,000 円

歳出：一般会計 民生費 社会福祉費 高齢者福祉費 ★在宅高齢者福祉サービス事業

<新>きこえサポート事業（高齢者補聴器装用推進事業）

○ 需用費> 消耗品費（周知啓蒙チラシカラー用紙等） 5,000 円

○ 負担金補助及び交付金 上限 6 万円×5 人分 300,000 円 305,000 円